

法整備や司法アクセスについてのジェンダー平等是正：

第70回国連女性の地位委員会における議論を中心に

Addressing Gender Inequality in Legal Systems and Access to Justice:

A Focus on the 70th Session of the Commission on the Status of Women

大学院人間文化創成科学研究科

ジェンダー社会科学専攻 M1 臼杵ふたば

## 1. 要約

2026年3月9日から19日まで、第70回国連女性の地位委員会（CSW70）が国連本部で開催された。国連女性の地位委員会（CSW）は毎年3月に開催され、会期中に議論される内容は女性の地位向上・ジェンダー平等に向けて喫緊かつ必要とされている「優先テーマ」を中心とする。CSW70の優先テーマは「司法アクセス」である。本調査では一般討論・政府等主催の会合であるサイドイベント・市民社会が主催するパラレルイベントへの参加および法律家へのインタビュー調査を通じて、国際社会における女性の司法アクセスに関する課題を把握した。

例年、会期中に検討され全会一致で採択される「合意結論」がCSWの成果として公開される。しかしCSW70においては、米国の反対を背景に投票により採択を決定するという異例の展開となり、「ジェンダー」をめぐる対立が顕在化した。CSW70の「合意結論」では、差別的な法制度の撤廃や、司法制度改革、構造的障壁への対応など、多角的な視点から司法アクセスをめぐる対応が示された。また、起草の背景にCSWが関わっている女性差別撤廃条約が、法アクセスをめぐる基盤として位置付けられていることが確認された。さらにインタビュー調査からは、女性差別撤廃条約の批准国だとしても、国内法・行政・教育を通じた課題がある場合、司法アクセスの実現がなされないことが示唆された。

(英文)

From 9 to 19 March 2026, the 70th session of the Commission on the Status of Women was held at the United Nations Headquarters in New York City. The Commission on the Status of Women (CSW) meets every March to discuss the “priority theme” selected each year as a pressing issue for the advancement of women and the achievement of gender equality. The priority theme of CSW70 was “access to justice”. This study examined current international discussions on women’s access to justice and related legal measures through my participation in plenary meetings, side events organized by governments and international organizations, parallel events organized by civil society, and interviews with legal professionals.

One of the principal outcomes of each CSW is the adoption of the agreed conclusions, which are typically negotiated during the session and adopted by unanimous decision. At CSW70, however, the agreed conclusions were adopted by a recorded vote, reflecting opposition from the United States and making

political tensions surrounding the concept of “gender” visible. At the same time, the agreed conclusions presented multifaceted approaches to access to justice, including the elimination of discriminatory laws, judicial reform, and responses to structural barriers. It was also confirmed that the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW), of which drafting process was historically linked to the CSW, continues to serve as an important international legal framework for access to justice. Interviews further suggested that ratification of CEDAW alone is insufficient, and that unresolved issues in domestic law, administration, and education continue to hinder effective access to justice.

## 2. 現地調査期間：2026年3月7日～3月20日

### 3. 調査背景

毎年3月に国連本部で開催される委員会“Commission on the Status of Women”（以下、「CSW」という。）は、国連の主要機関の一つである経済社会理事会（以下、「ECOSOC」という。）の下に設置された8つの機能委員会のひとつとして1946年に創設された。会期中には、事務局を務めるUN Women（国連女性機関）をはじめとする国連関連機関、各国政府、およびNGOなどの市民社会団体が参加し、女性の権利やジェンダー平等に関する国際的な政策協議が行われる<sup>1</sup>。女性差別撤廃条約を含む女性に関わる条約について議論・決議されてきたのもこの委員会である。近年のCSWで議論する優先テーマは毎年異なり、女性の権利やジェンダー平等に関する喫緊の課題がテーマとして選ばれる。2026年3月に開催されたCSW70の優先テーマは、“Ensuring and strengthening access to justice for all women and girls, including by promoting inclusive and equitable legal systems, eliminating discriminatory laws, policies, and practices, and addressing structural barriers”すなわち「包摂的で平等な法制度の推進、差別的な法律・政策・慣行の撤廃と構造的障壁に対処し、すべての女性および少女に対する司法アクセスの保障を強化すること。（筆者訳。以下、優先テーマは“access to justice”または「司法アクセス」という。）」である。法は社会における正義や平等を実現するための根幹的制度となりうるが、社会的・文化的に構築されたジェンダー・バイアスが潜在し、結果として法制度の設計や司法へのアクセスにジェンダー格差や不平等をもたらすことがある。このことから、CSW70の優先テーマとして掲げられているように、全世界的に法整備や司法アクセスについてのジェンダー視点からの議論が必要とされている現状がある<sup>2</sup>。

### 4. 調査目的

本調査は、調査者の博士前期課程の研究である法整備におけるジェンダー主流化や、ジェンダー視点の導入実態を検討するための一部を担うものであり、最終的には修士論文で本調査内容を発表する。CSW70の優先テーマは「access to justice」であり、会期中は主にこの優先テーマに沿った会合が実施される。「access to justice」は日本語では「司法アクセス」と訳されるた

め、弁護士や裁判所に繋がるのがイメージされるが、司法にアクセスするための制度や経済的・地理的障壁の解決策までも指す。本調査では、国際社会において女性の司法アクセスがどのような課題として認識されているかを整理することを目的とする。また、法整備におけるジェンダー主流化の一例として CSW70 における女性差別撤廃条約の議論や位置付けを確認する。

## 5. 調査方法

調査者は、2026年3月9日から19日に米国・ニューヨークにある国連本部で開催されたCSW70に参加した。調査方法は主に現地での会議や会合形式のイベント参加と、インタビュー調査である。なお、調査者の調査期間は2026年3月7日から22日であるが、3月7日には下記の「UN Grounds Pass」取得の手続きと文献の収集を実施し、開会前日の3月8日にはUN Womenが主催するイベント「Youth Forum」に参加した。また、本調査支援申請時当初はCSW70の会期は3月20日までが予定されていたところ、1日早く閉会し、休日である3月14日及び15日はCSW70のイベント等は開催されなかった。そのため、3月14日、15日、20日は、調査者が本調査とは別にニューヨーク市内で担当している日本国憲法に関わる史料の整理を行った。3月21日は帰国日であり、以上の事情や時差の関係から閉会日から帰国日までに間が生じた。

また国連本部内に入場するには「UN Grounds Pass（以下、「UNGP」という。）」が必要になる。UNGPの入手方法は参加者の立場によって異なるが、調査者は所属NGOからの派遣という形で取得した。NGOの派遣手続きについて、ECOSOCの協議資格を得ている市民社会組織は、国連の会合への出席を登録することが可能となっている<sup>3</sup>。調査者は、ECOSOCの協議資格を取得している「国際女性の地位協会（JAIWR）<sup>4</sup>」という日本国内のNGOからUNGPを取得した。よって、調査者はNGOから派遣されたオブザーバーとしてCSW70に参加したことになる。

また本調査ではCSW70会期中にコネクションを得た法律家（法曹・法学者・法に関わる市民社会組織）11名（うち途上国2名）に対してインタビュー協力依頼と、1件のインタビューを実施した。上記11名へのインタビューについては、調査者及び対象者の滞在期間や会期中のスケジュールの関係で、ほとんどが帰国後に実施するものとなった（調査者のスケジュールは下記を参照する）。インタビューは、お茶の水女子大学人文研究科学研究の倫理審査委員会の承認（2025-223）を得たうえで、調査者が事前に作成した質問票に沿って、半構造化インタビューを実施した。調査期間内での日程調整ができなかった場合には、帰国後に同様の形式でインタビューを実施した。



写真1 上：開会式を傍聴するためのチケット  
下：調査者の UN Grounds Pass



写真2 国連本部内・General Assembly Hall  
3月9日の国際女性デーの式典にて、シマ・バフース  
UN Women 事務局長がスピーチをしている様子。

## 6. 調査結果

### (1) 本会議の成果：合意結論をめぐる対立

本会議（Ministerial segment）は政府関係者による一般討論等のことであり、国連本部内の General Assembly Hall または Conference Room 4 で開催される<sup>5</sup>。NGO からのオブザーバーは別のフロアから傍聴することが可能である。CSW 本会議の最大の成果は、優先テーマについて検討した「合意結論」をまとめ、採択することにある。CSW の合意結論に法的拘束力はないが、優先テーマである「access to justice」を実現するための指針となるものである。「合意結論」は会期以前に非公開で作成作業が進められており、例年は会期中に議論を重ね、全会一致で採択されてきた。他方で、CSW70 は会期中に「合意結論」についての議論はせず、事前に非公開にて協議された上で「合意結論」のドラフトが作成された。そして、会期初日である3月9日開会式後に「合意結論（document E/CN.6/2026/L.2）」が“投票”によって採択された。投票は、37カ国が賛成、6カ国が棄権、1カ国が反対という内訳となり、唯一の反対国である米国は、採択前に審議の延長や修正案を申し出た。修正案は、賛成1カ国（米国）、反対26カ国、棄権14カ国の投票によって否決となった。米国が反対した理由の一つは「ジェンダー」の意味をめぐってであった。米国の代表は「ジェンダー」を「生物学的な性別に基づく男性と女性のみ」を指すことを主張し、ジェンダーイデオロギーと中絶の推進を背景に UN Women を脱退したことも述べた<sup>9</sup>。

CSW70 の「合意結論」は、11 のパラグラフから成る。このうち、第2、4、6、7、8、11パラ

グラフは優先テーマに則したものであり、内容は以下のとおりであった。第 2 パラグラフは「世界人権宣言」や「女性差別撤廃条約」をはじめとする関連条約への批准を強調するものである。第 4 パラグラフは、すべての女性と少女の人権と自由が重要であることを再確認し、それらが司法アクセスの確保と強化を目的とする政策やプログラムにも導入されるべきであるとしている。第 6 パラグラフは、差別的な法律や慣行、ジェンダー・ステレオタイプ、社会規範などが司法アクセスを妨げていると懸念し、それらが平等に向けた取り組みへの不利益をもたらすことであると指摘する。第 7 パラグラフでは、司法制度が女性と少女の現実やニーズに対応していないことに言及し、女性と少女の司法アクセスを強化することが、ジェンダー平等や人権と自由の保障にとって不可欠であるとしている。第 8 パラグラフでは、2030 年までにすべての女性と少女の司法アクセスを強化するための措置として、法制度・司法制度の改革、立法プロセス、構造的障壁、暴力への対応、AI・テクノロジーへの対応など様々なカテゴリーについて、法的な視点からの対処が列挙されている。そして最後のパラグラフである第 11 パラグラフでは、国連機関に対し優先テーマ達成のための支援を、そして UN Women に対してはジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた継続的な任務遂行が要請されている。以上より、「access to justice」は、単に司法制度の活用だけではなく、法制度、立法段階や社会構造及び昨今の技術進歩も含めて広範な文脈を含意するものとして理解されている。

## (2) CSW におけるイベント

### ①会議・イベントの種類

本節では調査者が参加したイベントのシステムについて記す。CSW の会期中は上記の「本会議 (Ministerial segment)」に加えて、「サイドイベント」、「パラレルイベント」の 3 つのイベントが同時に実施された。

サイドイベントとは、各国の政府代表団や国連組織が主催する会合・シンポジウム形式のイベントであり、優先テーマに沿った議論がなされる。会場は、国連本部敷地内のカンファレンスルーム等、または各国政府国連代表部のオフィス等、国連本部周辺で実施される。サイドイベントはオブザーバーなど参加権限に関わらず、同じ円卓に着席が可能であり、NGO はこのタイミングで政府代表部への「ロビイング」などが可能である<sup>6</sup>。上記、本会議の傍聴とサイドイベントへの参加は原則として国連本部敷地内に入場できる者 (UNGP 取得者) のみが参加することが可能であり、出席は事前予約制、招待制、先着順となっている (事前に予約をしても実際には受付で名前の確認等は取られず結果的に先着順の場合が多い)。なお、国連本部敷地内で実施されている本会議・サイドイベントの一部は UN Web TV で公開されているが、サイドイベントの多くは現地でのみ傍聴が可能である<sup>7</sup>。

他方で、パラレルイベントとは NGO CSW/NY<sup>8</sup> が運営する NGO などの市民社会組織が主催するイベントである。パラレルイベントは、シンポジウム形式、ワークショップ形式と多様な形が認められており、優先テーマに限らず女性の地位向上、ジェンダー平等に関するイベント

が開催される。参加者の制限はなく、UNGP を取得せずに参加が可能であり、国連本部の向かいにある「Church Center of the United Nations」が主な会場となっている。近年では、オンラインあるいは現地と配信のハイブリッドでの実施も認められており、渡航のハードルやニューヨークとの時差を考慮しなくても、市民社会組織側が CSW に関わることのできる環境が整備されている。

このうち、調査者は会期中、本会議に係るものとして国際女性デーの記念式典（the commemoration of International Women’s Day）、開会式（Opening of the session）、ユースダイアログ（Interactive dialogue among youth representatives on the priority theme）へ参加し、そのほか 10 のサイドイベントと 10 のパラレルイベントに参加した。また開会式前日に行われた「Youth Forum」にも出席した。

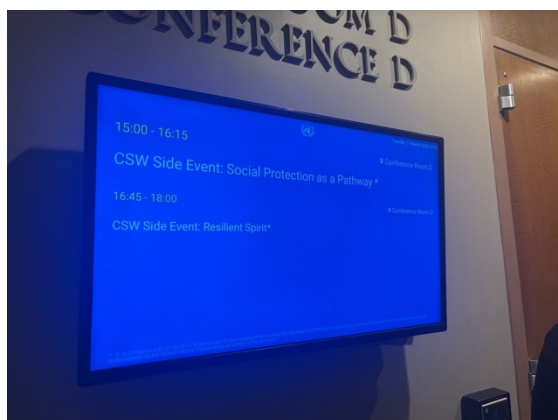


写真3 サイドイベントの入口のモニター  
サイドイベントの多くは、国連本部内の  
カンファレンスルームで開催される。

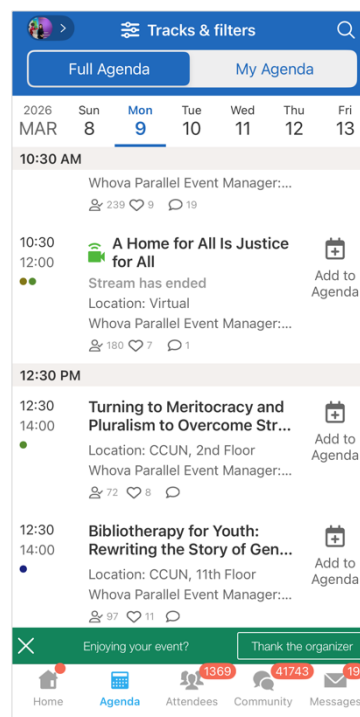


写真4 イベントプラットフォームアプリ  
「Whova」の agenda 画面のスクリーンショット。  
会期中、同時刻に多数のパラレルイベントが  
実施される。

②現地サイドイベントの状況：女性差別撤廃条約および女性差別撤廃委員会に注目して

現地にて、調査者が特に注目したトピックは「女性差別撤廃条約（The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）」である。「CEDAW」として知られるこの条約は、CSW70 の会期中度々議論され、また合意結論の中にも含まれており、「access to justice」に係る中心的役割のひとつとして存在していることが窺えた。

そもそも女性差別撤廃条約とCSWは歴史的に深い繋がりがある。女性差別撤廃条約は、1967年 第22回国連総会にて全会一致で採択された「女性差別撤廃宣言(Declaration on the Elimination of Discrimination against Women)」に始まるが、「宣言」には法的拘束力がない。そのため、1970年のCSW23では、法的拘束力のある国際文書の必要性を確認している。その後のCSW24やCSW25において、単一の総括的条約策定を決議するに至った（山下 2010, 山下・矢澤 2025）。翌年の1975年は、CSWが提唱した「国連婦人年」であり、メキシコシティにて第1回世界女性会議が開催された年でもあった。会議の結果、女性差別撤廃条約の起草が要請され、CSWに作業部会を設けて条約案を起草、1975年の第30回国連総会および、CSW26でCSW案を完成させる決議がされた。また1976年にはCSW26の2会期目を開催し「女性差別撤廃条約」のCSW案を採択、翌年1977年からCSW案が第33回国連総会第3委員会<sup>10</sup>にて審議された。そして、1979年に第34回国連総会が、女性差別撤廃条約を採択した。翌年1980年にコペンハーゲンで開催された「国連女性の10年中間年世界会議（第2回世界女性会議ともいう）」において、女性差別撤廃条約署名式が開催され、翌年1981年から条約の国際的効力が発生した。1982年には、女性差別撤廃委員会（CEDAW Committee）が設置された。

そして、CSW70の合意結論では優先テーマに合わせて、第2パラグラフと第8パラグラフ(a)に女性差別撤廃条約に係る文言が含まれている。それらの文言からは、女性差別撤廃条約は女性と少女の権利保障や司法アクセスを実現するための国際的な法的基盤であることが読み取れる。このことから、司法アクセスの実現に向けた基盤として女性差別撤廃条約の存在が再確認された。さらに条約批准で課題解決がなされるわけではなく、条約の実効性の確保が重視されていることが宣言されている。

また、女性差別撤廃委員会の委員が登壇するイベントが複数見られた。とりわけ、3月11日に開催されたサイドイベント「Access to justice and gender stereotyping: The contribution of CEDAW」「Harnessing the CEDAW Convention as a Roadmap to Eliminate Discriminatory Laws, Policies, Practices and Other Structural Barriers in International Representation」では女性差別撤廃委員会がイベントの主催組織の一つとなっていた。後者については、UN Web TVにて公開されているが、前者は参加者のみが傍聴できることから、下記に概要をまとめる。

「Access to justice and gender stereotyping: The contribution of CEDAW」では、女性差別撤廃委員会の委員を含む12名のスピーカーたちが、これまでの司法アクセスに関する女性差別撤廃委員会の議論や、女性が司法にアクセスをする際の障壁をジェンダー・ステレオタイプの視点から報告を行った<sup>11</sup>。

女性差別撤廃委員会からは、2015年に採択された一般勧告第33号（CEDAW/C/GC/33）についての解説があった。一般勧告33号は「司法アクセス」についての勧告であり、女性の司法アクセスを妨げる最も強い障壁がステレオタイプや性別による偏見であると指摘している。また2026年10月に採択を目指している一般勧告41号では「ジェンダー・ステレオタイプ」がどのように司法へのアクセスを阻害するかについて議論があった。

女性差別撤廃委員会委員のMs. Patsilí Toledo Vásquezは、一般勧告33号についてジェンダー・ステレオタイプが作用している限り、司法の公平性は実現しないと述べた。そして、ステレオタイプが、単に社会的な規範としてあるだけではなく、不公平な制度や構造的な障壁として機能し、女性側の正義を否定するものとして存在していると説明した。そのため国家が司法制度から性別に関するステレオタイプを排除するための対策としては、一般勧告33号を各国の司法制度に反映し、司法制度に関わる法曹、警察等への研修、差別が生じた場合の対処をする手続きや監督機関が不可欠と指摘した。

また、女性差別撤廃委員会の共同議長を務めるMs. Bandana Ranaは、一般勧告第41号についての概要と採択のプロセスを共有した。女性差別撤廃条約第5条に基づく締約国の義務を改めて解釈することを目的としている。締約国のほとんどは、ステレオタイプに対応するためのキャンペーンを実施していると報告書をまとめている一方で、意識啓発だけでは不十分であると指摘した。すなわち司法制度を含むシステムの中で、ステレオタイプがどのように作用し、女性の権利に影響しているか十分に理解されていないため、一般勧告第41号でより明確な指針を示すことが意図された。なお、一般勧告第41号の草案はすでに公開されており<sup>12</sup>、現在はパブリックコメントを募集していることも共有された。

上記の議論から、司法アクセスは制度的要因だけではなく、ジェンダー・ステレオタイプといった社会規範にも要因があることが示された。



写真5 サイドイベント「Access to justice and gender stereotyping: The contribution of CEDAW」

の様子。CEDAW Committee、UN Women、CEDAWに関するNGO等が意見を交わしている。

調査者はスピーカーらと同じ円卓に座り議論を傍聴した。

## (2) インタビュー調査

CSW70 に参加した法律家（法曹・法学者・法に関わる市民社会組織）に対して、インタビュー協力依頼とインタビューの実施を予定していた。現地に赴いた結果 11 名の国内外の法律家にインタビューの依頼をし、会期中はインタビューを 1 件実施し、他の依頼者へは帰国後に実施することとなった。

インタビューでは、CSW や CEDAW の意義や司法アクセスを実現するための方法等を聞き取った。下記には途上で活動する A 氏のインタビュー内容について簡潔に記載する。（匿名性担保のため本報告において具体的な出身国は省略する。）

A 氏は、女性差別撤廃条約および実質的な平等を図ることの重要性について国、地域、そして国際レベルでの啓発、研修、教育活動を実施している。彼女の国は CEDAW へ署名しているが、条約を運用する行政等と協力し、政策や法律が包括的・変革的なものとなるよう働きかけることによって、市民への条約の実用性の確保を図ろうとしている。そのために政府や市民への教育をはじめとする理解増進のための支援をしている。また、A 氏は 2013 年以降毎年 CSW に参加している。その理由は、CSW が世界規模のネットワークであり、世界中で類似する問題が生じていることは既にわかっているため、周辺地域で何が起きているのかについて理解を深めていく機会になると述べる。A 氏が活動する国では、女性の裁判官や教師の割合が多いが、大学教員になると男性中心であり、企業においてはジェンダーロール（性役割）が顕在している現状がある。そのために、法にアクセスできることは重要であるが CEDAW をはじめとするジェンダー立法のための教育・啓発が必要と考えている。よって本事例からは、司法アクセスの実現や条約の実用性の確保のためには、条約批准国においても継続的な啓発・教育を行い、理解を促す仕組みが必要である可能性が示唆された。

## 7. 考察

本調査では、CSW70 での議論をもとに国際社会において女性の司法アクセスがどのような課題として認識されているかを整理することを目的とした。また、法整備におけるジェンダー主流化の一例として CSW70 における女性差別撤廃条約の議論や位置付けを確認した。

### (1) 司法アクセスと法整備

合意結論からは、女性差別撤廃条約が女性と少女の権利保障や司法アクセスを実現するための国際的な法的基盤であることが確認された。他方で、イベントやインタビューからは、司法アクセスの実現について、女性差別撤廃条約の批准だけで実現されるわけではなく、批准国（加盟国）の国内法への反映、行政による実施、教育を通じた制度の理解促進、さらにはこれらの運用までを含めた実効性の確保と環境の整備が課題であった。よって、「司法アクセス」は単に法制度の整備や存在によって達成されるものではなく、制度を運用するための社会基盤の構築が重要な課題である。

### (2) 国際規範の合意と対立の併存

CSW70 では、合意の経緯が例年とは異なるものの、従来通り「合意結論」が採択された。全会一致での採択ではなく、投票という手続きをとったことは異例であり、今回のCSWが単純な合意形成の場ではなく、委員国にとって女性の地位向上やジェンダー平等をめぐる政治的な対立と交渉の場となっていたことを示している。特に、米国の「ジェンダー」の定義をめぐる異議申し立ては、優先テーマにとどまらずCSWやジェンダー平等に向けたあらゆる取り組みの根幹に関わる部分である。したがって、CSW70では女性の司法アクセスに関する国際規範の共有が確認された一方で、その基盤となる「ジェンダー」概念をめぐる対立も同時に可視化された。なお、米国は女性差別撤廃条約の批准国ではないが、この点も対立の背景にあると示唆される。

## 8. 今後の研究への展望

調査者が女性の「司法アクセス」について研究を進めていく上で、CSW70の議論の成果は、今後の検討において不可欠である。今後は、合意結論の各論点とこれまでの議論との関連を確認するとともに、それらが国際法および、日本の国内法とりわけジェンダー立法にどのような影響を与えているのか検討したい。加えて、本調査で出会ったインタビュー対象者（依頼者含む）の中には、所謂グローバルノースおよびグローバルサウスに属する関係者がおり、各国・各地域の司法アクセスにおける課題を比較し特徴を明らかにしていく。なお、インタビューは2026年夏までに実施予定である。

## 注

1. CSW 日本ユース協議会「CSW68 ユース報告会活動報告書」  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/87/pdf/5-2.pdf> (2026/04/09 アクセス)
2. UN Women「CSW70 (2026)」<https://www.unwomen.org/en/how-we-work/commission-on-the-status-of-women/csw70-2026> (2026/04/09 アクセス)
3. 国際連合広報センター「経済社会理事会と NGO」  
[https://www.unic.or.jp/activities/un\\_civilsociety/ngo/ecosoc\\_ngo/](https://www.unic.or.jp/activities/un_civilsociety/ngo/ecosoc_ngo/) (2026/04/09 アクセス)
4. 国際女性の地位協会ホームページ <https://www.jaiwr.com/> (2026/04/09 アクセス)
5. UN Women「CSW70 official meetings」<https://www.unwomen.org/en/how-we-work/commission-on-the-status-of-women/csw70-2026/official-meetings> (2026/04/09 アクセス)
6. UN Women「CSW70 side event schedule」<https://www.unwomen.org/en/how-we-work/commission-on-the-status-of-women/csw70-2026/side-events/schedule> (2026/04/09 アクセス)
7. UN Web TV「Search : CSW70」<https://webtv.un.org/en/search?query=CSW70> (2026/04/09 アクセス)
8. NGO CSW/NY「NGO CSW70 Forum」<https://ngocsw.org/csw70/> (2026/04/09 アクセス)
9. UN Meetings Coverage and Press Releases ”Women’s Commission Annual Session Begins with

Contentious Recorded Vote to Adopt Outcome Document, Calls to End Backlash against Gender Equality”, <https://press.un.org/en/2026/wom2249.doc.htm> (2026/04/10 アクセス)

10. 男女共同参画局「国連総会第3委員会」  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_un\\_kaigi/int\\_un\\_3inkaigi/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_un_kaigi/int_un_3inkaigi/index.html) (2026/04/09 アクセス)
11. サイドイベントは公開されていないが、コンセプトノートが公開されている。“Access to justice and gender stereotyping: The contribution of CEDAW”  
[https://unwlobstorage.blob.core.windows.net/csw/a7bf920c-6bd8-422b-af9c-c247ee8b4a82\\_Concept%20Note%20-%20Access%20to%20justice%20the%20contribution%20of%20CEDAW.pdf](https://unwlobstorage.blob.core.windows.net/csw/a7bf920c-6bd8-422b-af9c-c247ee8b4a82_Concept%20Note%20-%20Access%20to%20justice%20the%20contribution%20of%20CEDAW.pdf) (2026/04/10 アクセス)
12. OHCHR” Call for comments - Draft general recommendation on gender stereotypes”,  
<https://www.ohchr.org/en/calls-for-input/2026/call-comments-draft-general-recommendation-gender-stereotypes> (2026/04/10 アクセス)

#### 参考文献

- 独立行政法人 国立女性教育会館 (2020) 『CSW (国連女性の地位委員会) 基礎知識』。
- 軽部恵子 (2015) 「特集テーマ ジェンダーと国連」 日本国際連合学会 『国連研究』 16号、19-41ページ。
- 公益財団法人 日本国際連合協会 (2024) 『新わかりやすい国連の活動と世界』 三修社。
- 山下泰子 (2010) 『女性差別撤廃条約と日本』 向学社。
- 山下泰子・矢澤澄子著 (2025) 『解説 女性差別撤廃条約と選択議定書[改訂版]』 国際女性の地位協会編。

表 1 調査者の行程表

3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13
Youth Forum	International Women's Day 2026	所属 NGO World YWCA のギャザリング	World YWCA とのミーティング その後 YWCA of Japan のスタッフと UNHQ 内を散策	Women Must Be at the Table: A Simple Suggestion to Improve Meaningful Access to Justice for All Women	How to Train a Dragon: Cities for CEDAW for Global Citizens
	Opening of CSW70	Beyond Transitions: Feminist Lessons for Transforming Access to Justice	Women's Leadership Advancing Disarmament, Justice, and the Culture of Peace	Cities for CEDAW Global Leadership Award 2026 at NGO CSW70	YWCA Brooklyn へ訪問
	Education for Justice: Emerging Trends in Women's Access to Justice through Education	BRIDGING SYSTEMIC GAPS: ADVANCING JUSTICE FOR ALL WOMEN AND GIRLS	Access to justice and gender stereotyping: The contribution of CEDAW	日本政府代表部での非公開 NGO ブリーフィング①	Advancing Access to Justice and Strengthening the Gender Equality Architecture
	Justice Beyond Time: Advancing Responses to Child Sexual Abuse	Justice Delayed is Justice Denied essentials for a Care Society	Harnessing the CEDAW Convention as a Roadmap to Eliminate Discriminatory Laws, Policies, Practices and Other Structural Barriers in International Representation	East Asia SOGIESC Trends: A Three-Country Comparative Study	

3/16	3/17	3/18	3/19
How to Train a Dragon: Cities for CEDAW for YOUTH	日本政府代表部での非公開 NGO ブリーフィング②	Sexual issues that Japanese university students think about	We're still here: LGBTI persons and human rights
13th plenary meeting - Commission on the Status of Women, Seventieth session (CSW70) - Interactive dialogue among youth representatives on the priority theme	Pacific Women at the Frontlines of Climate and Security	Addressing the laws and practices that criminalise women due to poverty and status worldwide	A 氏へのインタビューの実施
	Education for Justice: Emerging Trends in Women's Access to Justice through Education	Algorithmic Bias and Gender Justice: Ensuring AI Works for All Women and Girls	Peace Education: Peace Education as the Missing Pillar: Preventing Harassment, Securing Justice